

ゲノム情報の個人情報保護法との 関わりに関する論点(案)

ゲノム情報の個人情報保護法との関わりに関する論点

○「個人識別符号」に対する考え方(内閣官房IT総合戦略室資料より)

- ・個人識別符号とは、「特定の個人を識別することができる」と認められる情報」とされるもの。
- ・「特定の個人を識別することができるもの」であるかの判断要素は、
 - ①個人と情報との結び付きの程度(一意性等)
 - ②可変性の程度(情報が存在する期間や変更の容易さ等)
 - ③本人到達性
- ①～③を総合判断して個人識別符号を政令で定めることとしている。

⇒ 遺伝情報は、およそ唯一無二、終生不変のものであって、指紋等と同じく「特定の個人を識別することができるもの」であり、個人識別符号に該当すると考えられる。ただし、個人識別符号といえるものが遺伝情報の一部か全部か等、どのような遺伝情報であれば「特定の個人を識別することができるもの」であるかは、解析技術や利用態様等、科学技術の発展が目覚ましい分野であることから、科学的な観点を反映させる必要があると考えられる。

論点(案)

- ・上記、内閣官房IT総合戦略室の説明を踏まえ、どのようなゲノム情報であれば、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると言えるか。
- ・科学技術の発展が目覚ましい中で、どのような形で科学的な観点での反映を担保するか。

ゲノム情報の個人情報保護法との関わりに関する論点

- 「要配慮個人情報」に対する考え方(内閣官房IT総合戦略室資料より)
- ・要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴等、その取扱いによって差別や偏見、その他の不利益が生じるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められる個人情報を類型化したもの。

論点(案)

- ・ゲノム情報から遺伝的疾患や将来発病し得る可能性が判明するが、どのようなゲノム情報であれば、「要配慮個人情報」に該当すると言えるか。
- ・科学技術の発展が目覚ましい中で、どのような形で科学的な観点での反映を担保するか。